

我孫子市民図書館対面朗読実施要綱

昭和63年7月21日
(教)告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者、高齢者等で、一般の出版物のまま図書資料を利用することが困難な者(以下「視覚障害者等」という。)に対し、対面朗読を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 対面朗読を受けられる者は、我孫子市在住、在勤又は在学者のうち、視覚障害者等及び館長が必要と認めたものとする。

(朗読者)

第3条 対面朗読を行う者は、図書館職員及び館長が定めた者とする。

(資料)

第4条 対面朗読に供する資料は、原則として図書館所蔵のものとする。ただし、利用者が希望し、館長が必要と認めたものについては、この限りでない。

(対面朗読の場所)

第5条 対面朗読を行う場所は、我孫子市民図書館対面朗読室とする。

(登録)

第6条 対面朗読を希望する者は、口頭又は文書で、住所、氏名及び電話番号を登録しなければならない。

(予約及び申し込み)

第7条 利用者は対面朗読を希望する場合は、希望する日時及び資料名をあらかじめ館長に申し出なければならない。

(利用時間)

第8条 対面朗読の利用時間は、図書館の開館時間内で、1回の朗読時間は2時間を超えない範囲内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料)

第9条 この要綱に基づく対面朗読の利用は無料とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則(平成6年1月27日(教)告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。